

三重県警察術科訓練等に関する訓令（訓令）

昭和57年3月3日

三重県警察本部訓令第2号

（概要）

警察職務執行の基盤となる術科技能の向上と心身の鍛練を図り、士気盛んで強健な警察官を育成することを目的とする事項を定めた